

—毎年9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間です—

屋外広告物の許可申請について

◎**屋外広告物とは**…常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものです。
例) 広告板、広告塔、壁面広告物、はり紙、立看板、置看板、のぼり旗、広告幕、アドバルーン等

屋外広告物は、**屋外広告物法**や**栃木県屋外広告物条例**に基づく規制を受けるので、掲出するときは、**原則許可が必要**です。(一部適用除外があります。)

県の条例には、掲出することを禁止する**禁止地域**や**禁止物件**が定められています。
また、許可を受けることによって掲出できる**許可地域**も定められています。

町内の許可地域は、

- ・**田園調和型地域**
 - ・**田園調和型沿線地域**
 - ・**市街地形成型地域**
- } の3つに区分されており、各地域によって許可基準が異なります。

その他、屋外広告物の種類によっても許可基準が異なります。

例えば、野立広告板の許可基準は、下記のとおりです。

(野立広告板)

	田園調和型地域	田園調和型沿線地域	市街地形成型地域
高さ	・ 6m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m以下 ・ 道路からの後退距離以下	・ 6m以下
面積	・ 10㎡以内/面 表裏各1面/件 (20㎡以内/基)	・ 20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)	・ 20㎡以内/面 表裏各1面/件 (40㎡以内/基)
後退距離・間隔	・ 道路から1m以上かつ 広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間30m以上	・ 道路から1m以上かつ 広告物の高さ以上 ・ 広告物相互間30m以上	・ 道路からの後退距離なし ・ 道路への突出不可
基数・共架数	・ 共架:縦に5件/基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・ 共架:縦に5件/基 但し、合計面積は上記面積の範囲内	・ 1基/前面道路 ・ 共架:縦に5件/基 但し、合計面積は40㎡以内
照明	・ 白色系、点滅不可		

注: 前面道路…事業所等の敷地が接する公道

※上記以外の広告物の場合は、問い合わせ先に照会ください。

屋外広告物許可期間満了に伴う更新許可申請について

○許可期間経過後も継続して当該広告物を掲出する場合には、許可期間更新の申請が必要となります。期限満了前に更新の手続きをお願いいたします。

【提出書類】

- ・ 屋外広告物更新許可申請書 (正本・副本各1部)
- ・ 添付書類(正本・副本にそれぞれ添付)
 - ①屋外広告物自己点検結果確認書
 - ②広告物の現況写真(3ヶ月以内に撮影したもの)
 - ③その他(使用权を証する書面等、必要な場合に添付してください)

【手数料】

- ・ 広告物の種類や表示面積により異なります。
(申請受付・内容審査後、手数料を納めていただく納付書を発行いたします。納付を確認後、許可書を発行いたします。)

※なお、すでに広告物が除却されており、更新の必要がない場合には、速やかに除却届を提出してください。

▶問い合わせ先=都市建設課 都市計画係 ☎(56)9140